令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)由告書

		10 1H O 1 22	4H 3 771		~ , H				
所轄税務署長等	給与の支払者		(フリガナ)		あなたの生年月日	明·大·昭 平·令	月	日	
	の名称(氏名)		あなたの氏名	(f)	世帯主の氏名				従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出
税務署長	給 与 の 支 払 者 の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	あなたとの続柄				(提出している場合には、 ○印を付けてください。)
市区町村長	給 与 の 支 払 者 の所在地(住所)		あなたの住所 又 は 居 所	(郵便番号 —)			配偶者 の有無	有・無	

• 0 0 0 0 **= 2** 2 2 2 2 **0** 0 0 0 0 0 申申申申申 告告告告告告 書書書書書 はのはははは、記 - 載 国 2 源 あ **定 に** 税 か 泉 な の 当 庁 所 控 た 配たが以除の 載っ公上対給 を て 表 か 象 与 **た** 、 た 給 偶 つ い て 合 税 令 の に庁和支障扶 利が3払害養 用公年を者控 で表分受に除 きし給け該 る、 て 与 で 当 障 害 個 る 得 る る 者 人 記 者 場 同 控 番載の合一除 号例扶に生な の等養は計ど 配を控、配の 散お除そ偶控 を競等の者除 不みへう及を 要 く 異 ち び 受 また 動の 扶る 1 養る **るい** 申 が 親 た め **も** 。 告 所 族 め 書し該提 ၈ で をか当出 参提すす 考出るる にす人も 作るがの 成こいで しとなす てがい あで人 りきも まま提

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

		F /\ /r	(フ	リ ガ ナ)		1	固人	番	号			老人扶養親族 (昭27.1.1以前生)		3 年 中 の の 見 積 額	/A-	-	-	7			===		動月日及び事由
		区 分 等	氏	名	あな	こたとの紹	売柄	生	年 月	日	(\sum_	特定扶養親族 平11.1.2生~15.1.1生)	非居住者 である親族	生計を一に する事実	住	戸	Т	又	は	居	所		F中に異動があった場合に ください(以下同じです)。)
	Α	源泉控除 対象配偶者							済 み の た 散はしませ					円									
		(注1)						明・大昭・平	•	•													
			1						済 み の た 戦はしませ			同居老親等 その他		円									
							E	明・大昭・平	•	•		特定扶養親族											
たる			2						済 み の た 敢はしませ			同居老親等 その他		円									
給与か	В	控除対象 扶養親族					F	明・大昭・平	•	•		特定扶養親族											
主たる給与から控除を受ける		(16歳以上) (平18.1.1以前生)	3						済 み の た 敢はしませ			同居老親等 その他		円									
除を発							E	明・大昭・平	•	•		特定扶養親族											
ける			4						済 み の た 散はしませ			同居老親等 その他		円									
							E	明・大昭・平	•	•		特定扶養親族											
			障害者	区分 該当者	本人	同一配偶者	生計(注2)	扶養親族	□ 寡	婦		障害者又は	は勤労学生の	内容(この欄の記載に	と当たっては、国	脱庁が公	表して	いる記載	例等をお	売みくださ	(° ۱ °	異調	動月日及び事由
	R	障害者、寡婦、		一般の障害者				()	N □ ひ	とり親													
		ひとり親又は 勤労学生		特 別 障 害 者				()	い 勤	労学生	(Nb.)	. No de 100 100 444 400	可用来 1. 计 字	(信念/人かったよの)		TIII	W.T.O.		h-h \ 1.2				*!! ~* ! * * * *
				同居特別障害者				()	K)		(注)	を受ける人及び	ゾ白色事業専 位	得者(令和3年中の月 注者を除きます。)で、	令和3年中の所有	号の見積	額が95	万円以1	の人をい	います。			
			上の該当する	項目及び欄にチェックを	付け、()内	1には該当	する扶養	親族の人数	女を記入して	てください。			者とは、所得者 万円以下の人	と生計を一にする配 をいいます。	尚者(育色 季菜 !	・花 者とし	して船与	の支払を	受ける人	、及び日色	· 學来导征者	を除きます。)で	*、 令和3年中の所得
			氏	名 あな 続	たとの 柄	生	年 月	日		住	所	又は居	所	氏	名		受ける	他の所得		所又は	民能	異	動月日及び事由
D	他の除れ	所得者が きを受ける よ 親族等		NYC.		· 大·昭 · 令	•	•						K	- 石	an	ルチにたんり	9CTP	仕	79 X II	店 別		
	1大 3	表 祝 庆 寺			明 · 平 ·	· 大·昭 · 令	•	•															

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	あなたとの 続 柄	生年月日	住	所 又 <i>[</i>	は 居	所	控除対象外 国外扶養親族	令和3年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の	1	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		平 · 令						円	
扶 養 親 族 (平18.1.2以後生)	2 —	既に 個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		平 · 令						円	
	3 —	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		平 • •						円	

マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済み 申告者 のマイナンバーと相違ございません。

署名又は

押印

なせん。 る必

要 が

氏名、住所、生年月日、世帯主名、続柄、配偶者の有無、 [記載の仕方] マイナンバーを記載しない+余白記載ありの場合 を記入し、押印してください フリガナの記載が必要です (異動)申告書 令和3年分 給与所得者の扶養控 タロウ あなたの生年月日 明 大塚 46 年 ヤマト 扶 ご自身の合計所得金額(見積額) 11 月 14 昭和27年1月1日以前生まれの控除) 支払 従たる給与につ が900万円以下 (氏: 大和 太郎 コイの井美控制 対象扶養親族について、 a.ご自身又は配偶者の直系尊属で、 所得の見積額は収入金額ではなく、差引の所得額です 既に個人番号を提供済みのため 支 (給与のみの場合、収入1.095万 同居を常況としている場合 個人 この欄に個人番号の記載はしません 円以下(所得金額調整控除ありの 次の所得のみであれば所得は、48万円以下となります → 同居老親等 (郵便番号 0000 - 000) 場合は1.110万円以下))の場合、 支: b.a.以外 → その他 ·給与 →収入103万円以下 所 東京都千代田区○○一丁目3番△△ 地(住 ・公的年金→〃158万円以下 に、 ✓ をつけてください "源泉控除対象配偶者"について 香省に **着**する同-者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該 (年齢65歳未満の場合は収入108万円以下) ここに記入します 人扶養親族 令和3年中の (昭27.1.1以前生) 所得の見積額 ナ 次の所得のみであれば所得は、95万円以下となります 特定扶養難族 非居住者 生計を一に あなたとの続柄 (平11.1.2生~15.1.1生) である解除 する事実 ·給与 →収入150万円以下 ヤマト ハナコ ・公的年金→ // 205万円以下 既に個人番号を提供済みのた **源泉控除** 100,000 円 この欄に個人番号の記載はしません (年齢65歳未満の場合は収入1,633,334円以下) 対象配偶者 花子 大和 聞·大 昭 平 49 (i±1) ヤマト ダイキチ ✓ 同居表親等 既に個人番号を提供済みのため 300,000 円 この欄に個人番号の記載はしません その他 支たが以 大和 大吉 払っ公上 対 給 明・大 (昭) 平 21 ・ 12 ・ 5 ☐ 特定扶養親族 象与 主た 配に ヤマト カズコ ✔ 同居表親等 既に個人番号を提供済みのため 平成11年1月2日~ 海外に住んでいる日本の非居 る給与か この欄に個人番号の記載はしません その他 平成15年1月1日生まれ 住者の場合は■に"○"を付 大和 和子 控除対象 し、親族関係書類の添付等を の控除対象扶養親族は、 扶養親族 してください(既提出分を除 ✓をつけてください (16歳以上) ヤフト エイタ 同民老智 ら控除 既に個人番号を提供済みのため 者 控 (平18.1.1以前生) 続柄の記入を この欄に個人番号の記載はしません **(**) 該 例:子が海外の学校へ留学 お忘れなく 明(平) 13 ・ 9 ・ 4 ▼ 特定扶養親族 を (3年間) す害 ヤマト ハル 既に個人番号を提供済みのため 同居老親等 ・子のパスポートの写し 円 東京都千代田区○○一」日3日 この欄に個人番号の記載はしません その他 ・戸籍の附票の写し 一除 平成18年1月1日以前生まれ 大和 △△マンション802号 生な 子 4 ・ 10 特定扶養親族 の年齢16歳以上の扶養親族 用を控 配の が対象です 障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。) 異動月日及び事由 □ → # !+ でお除 偶 控 障害者 扶義親族 配偶者(注2) 大和和子 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成28年12月10日交付 き装等の るみへ ✔ (| 八 | 八 なたり報 般の障害者 障害者、寡婦、 所得の見積額が500万円以下で、事実上の婚姻関係がなく、 個だ動の C ひとり親又は □ ル 勤労学生 人さ 特別障害者 生計を一にする子がいるひとり親の方は、こちらに✓をつけてください 動労学生 番い申か 親た 族め ౼ 告所 同居特別障害者 給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 O 書に 上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該 海外に住んでいる日本の非居住者の場合 障害者は、本人以外も含まれます 控除を受ける他の所得者 は■に"○"を付し、該当者に係る障害 対象となる配偶者は、"同一生計配偶者"です。 平成18年1月2日以後生まれの年齢16歳未満の扶 あなたとの統柄 住所又は 者控除の適用を受ける場合には、親族関 Aの「源泉控除対象配偶者」とは範囲が異なります 養親族は、こちらへ記入します 係書類の添付等をしてください(既提出 また、16歳未満の扶養親族も忘れないようにしましょう フリガナの記載を忘れないようにしましょう 分を除く) 該当欄に ✓ を付し、障害の状況、交付を受けている手帳の /闰する爭項(この個は、地方祝法第45条の3の2及び 養親族等申告書の記載棚を兼ねています。 種類と交付年月日・障害の程度を記入してください 控除対象外 【フリガナ】 令和3年中 は 居 所 異動月日及び事由 まま 提 国外扶養難族 Ĥ すせん ヤマト ナツ 既に個人番号を提供済みのため | 19 ・7 ・ 8 東京都千代田区○○一丁目3番△△マンション802号 0 m 大和 夏 この欄に個人番号の記載はしません 16歳未満の 扶養親族 既に個人番号を提供済みのため すでに別の方法でマイナンバーを提出しており、提出分 (平18.1.2以後生) この欄に個人番号の記載はしません に相違なければ、押印します(一定の場合には、不要) あ 既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません 給与支払者 マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済 給与 申告者みのマイナンバーと相違ございません。 ※ すでに提出済みであるマイナンバーと相違ないため、マイナンバーをこの申告書目に記載しないときは、申告者がその旨を確認して署名又は押印してください。 確認溶み押 支払者 給与支払者欄よ、給与支払者が既に提出済みのマイナンバーを確認していることを示すための押印欄です。ここは給与支払者側が押印することでその旨の意思表示をします。

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

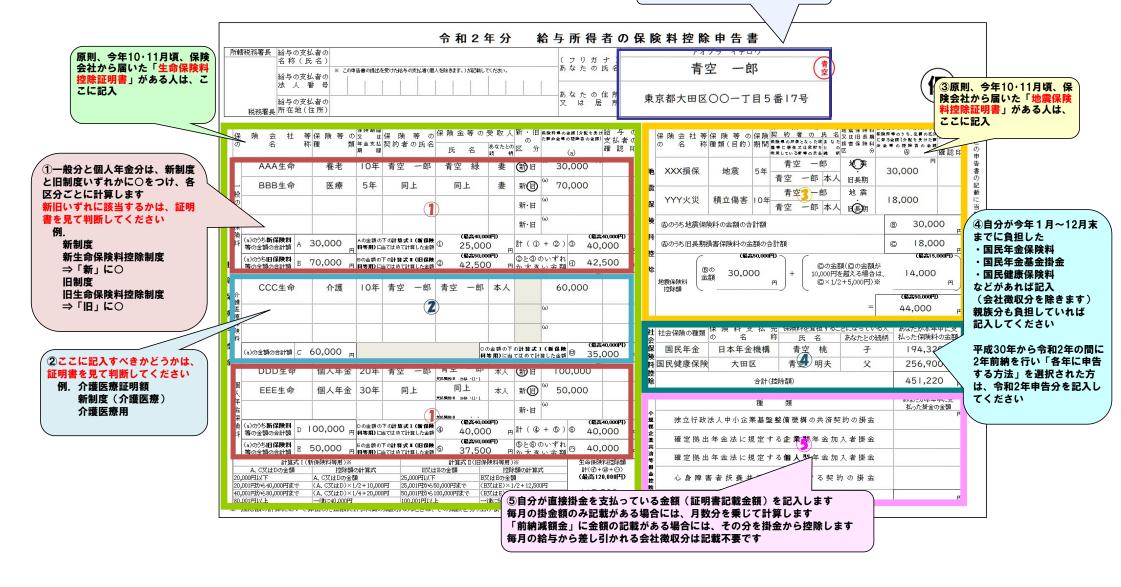
所轄税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)		(フリガナ)	
	給与の支払者の	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。	あなたの氏名	(1)
	法 人 番 号		あなたの住所	
	給与の支払者の 所在地(住所)		又は居所	



	祝務者長 / 八 仁 :											
Т				保险期間		/D PA A	然の巫田	6 L × 10	あなたが本年	中に支払った	D	保険等の地震保険料あなたが本年中に支払った公長の
保	険 会 社		保険等の	又は	保険等の	<i>2</i>	等の受り	反人新・旧 の	保険料等の金た剰余金等の	^{額(分配を受け} 給 与 ^{控除後の金額)} 支 払 者	· の	保険会社等保険等の保険契約者の氏名型 又は旧長期に係る金額(分配を受けた制支払者の
0)	名	称和	種 類	年金支払期 間	契約者の氏名	氏	名。あなり	たとの区分		確 認		
H							治 続	柄一	(a)	a) H		
								新•旧	(4)	1.7		地震
-									(a)			地 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
_								新·旧	(4)			
般									(a)			應
の生								新·旧				保 旧長期
金命									(a)			
保								新・旧				® ® ® ® ®
険 *	(a) のうち 新保険料			1の分類の	下の 計算式 I (新保閣 5 でけめて計算 1 た 全家	(J	最高40,000円)			(最高40,000円)		*
什	等の金額の合計額	A	円	料等用)に当	当てはめて計算した金額	(1)		_円 計(①	+ 2)	3	円	(Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額) (C) 円
 	(a) のうち 旧保険料			Bの全額の	下の計算式 T (旧保閣	(1	艮高50,000円)	2 × 3 0	いずれ、			控 (最高50,000円) (最高15,000円)
	の金額の合計額	В	円	料等用)に当	下の 計算式Ⅱ(旧保閣 当てはめて計算した金額	質(2)		②と③の ^円 か大き	い金額	D	円	除
П									(a)	円		全額
												地震保険料
介									(a)			(最高50,000円)
護匠												=
療												Н
保険									(a)			↓ 対 ☆ 日 別 は 大
料料												社社会保険の種類のターをおります。 女が は、女がないのは 女がった保険料の全額
Г							Cの会額	質の下の計算者 1	(新見論)	(最高40,000円)		会
	(a)の金額の合計額	С	円				料等用)	頁の下の 計算式 I に当てはめて計算	草した金額	∄	円	(c)
H									(a)	円		料
						支払開始日		新·旧				PA A SAL (Admits Admits)
個						342-00741		days (pag	(a)			合計(控除額)
人						支払開始日		新・旧				あなたが本年中に
年金								₩C 10	(a)			種類類を対象の金額を対象の金額を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
金保						支払開始日		新・旧				独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金
険	(a)のうち 新保険料	D		Dの金額の	- 下の 計算式 I (新保閣	(艮高40,000円)	∌L (⟨♠	100	(最高40,000円)		規
料	等の金額の合計額	D	円	料等用)に当	当てはめて計算した金額			_円 計(④	+ 0)	9)	円	(株) 企 金 確 定 拠 出 年 金 法 に 規 定 す る 企 業 型 年 金 加 入 者 掛 金
	(a)のうち旧保険料	Б		Eの金額の [*]	下の 計算式Ⅱ(旧保閣 当てはめて計算1 た全家	ĝ (j	艮高50,000円)	5 6 G	いずれん			# 惟 足 拠 山 十 並 伝 に 別 足 り る 正 果 望 十 並 加 八 有 街 並 共
	等の金額の合計額	E	円	料等用)に当	当てはめて計算した金額	質 ②		⑤と⑥の か 大 き	い金額	9	円	() ()
		t I (新	保険料等用)※	1 Anto 1-			Ⅱ(旧保険料等			生命保険料控除額		#
20.0	A、C又はDの金額		控除額の			はEの金額	D A M+L	控除額の計算式の全額		計(①+⑫+②) (最高120,000円)		★
-	00円以下 01円から40,000円まで		A、C又はDの全額 (A、C又はD)×1/		25,000円以下	r 50,000円まで	B又はEG (B又はF	の全額 E)×1/2+12,500F	ч	(applied : molecool 1)		心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金
	1円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/-			100,000円まで		Ξ) × 1/2+12,300 Ξ) × 1/4+25,000 Ξ				△ ⇒L (+m (1△ m⊆)
80,0)1円以上	-	一律に40,000円		100,001円以		一律に5	60,000円			円	合計(控除額)

【注意事項】

| 氏名、住所(年末時の)を記入し、 |押印してください



今和2年分 給与所得者の基礎控除由告書 兼 給与所得者の配偶者控除等由告書 兼 所得金額調整控除由告書

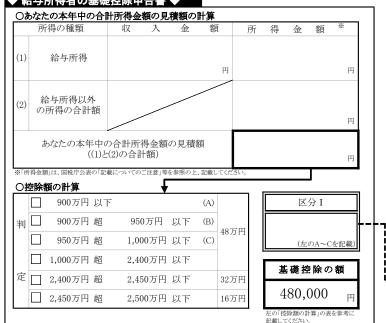
	4 Alla Alm 2 MAIL A IM		- -
所轄税務署長 船 与 の 支 払 者 の			
名称 (氏名)	(フリガナ)		※の支払者参加
給 与 の 支 払 者 の ※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人は除きます。)が記載してください。	あなたの氏名	(1)	
			$ (\)$ (基・配・所 $)$
給与の支払者の	あなたの住所		
税務署長 所 在 地 (住 所)	又 は 居 所		

~記載に当たってのご注意~

- ◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
- 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見 積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してくださ
- 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控 除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)。

◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場 合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額に850万円以下である場合又は「所得 金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を 受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

(フリガナ)

- ○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- ○「基礎控除申告書」の「区分 I 」欄が(A)~(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分 II 」欄が①~④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の 適用を受けることはできません。

配偶者の個人番号

		(.	ノリルフリ				ĦL	四四	マノ旧	八百	a		HL IP	1 10 0 1	. + /	Н	
		配作	禺者の氏	名					号を提り 番号の記				·大 ·平	年	月		
									者の住 記偶者の			ド ド であ	居 住 者 る配偶者	生計を	ーにす	る事	業
)配(黒者の2	*年中の		事金額の) 見,稽額(の計算											
) 種 類		収入		額	所	得 金	額 *	(Net I		(昭26.1.11	Fかつ年齢70歳↓ 以前生) 対象配偶者に該		(1)	
(1)	給.	与 所 得	ř			Ħ				円	→ 判		48万円以7	下かつ年齢70歳	未満	(2)	1
(2)		所得以外									定		48万円超9	5万円以下		(3)	
_/	の所	导の合計	額							円			95万円超1	33万円以下		(4)	
	((1)と(の本年。 2)の合計	額)				*			円		区分	п		(上の(D~@&	151
	金額」は、国 余額の書	税庁公表の 十 算	「記載につい	てのご注意」	等を参照の	上、記載して		↓					1		Jah 18A	•	_
					0//-5		区分Ⅱ						<u> </u>	配偶者	控 陈	<i>υ</i> #	具 —
		1	2	3	95万円超	記偶者の本	年中の合計	110万円超	の見積額((115万円超	1)と(2)の台	計額)」(*F	130万円超					
					100万円以下	105万円以下	110万円以下	115万円以下	120万円以下	125万円以下	130万円以下	133万円以下	_				_
X	А	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		配偶者特	別控制	余の書	Ą
分 I	В	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円					
-	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円					
折	新要	配偶	者控除			配	偶者	特	別控	除				※左の「控除器 参考に記載し		そを	

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

	あなた自身が特別障害者	(右の★欄のみを記載)
要	同一生計配偶者 ^(注) が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)
件	扶養親族が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)
	扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生)	(右の☆欄のみを記載)

☆	(フリガナ)	左記の者の個人番号	左記の者	の生年月日
扶養	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	明·大·昭 平·令	月 日
親族		あなたと左 記の者の住所又は居所が 異なる場合の左記の者の住所又は居所	左 記 の 者 の あなたとの続柄	左 記 の 者 の 合計所得金額(見積
等				円

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色専業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済み 申告者 のマイナンバーと相違ございません。

あなたの 累名マは 押印

※国税庁公表の「記載についてのご注意」等を

特別障害者に該当する事実

ご参照ください。

特 别 障

害

絵与支払き 確認済み押

 \bullet \circ \circ

ここ国

のの税

申申庁 告告公

書書表

はのっ 記 令

一載和

定 に 2

の当年

記た分 載っ給 をて与

しは、所 得

場国者

合税の に 庁 基 利 が 礎

用公控 で表除

きし申 るて告 い書

個 る 兼

人記給 番 載 与 号 例 所 の等得

記を者

載おの を 読 配

不 み 偶 要く者

とだ控

すさ除 るい等

書

兼 所

金

額

調

整 控

除

申 告

書

を

参

考

作成

W

ま

配偶者の生年月日

※ すでに提出済みであるマイナンバーと相違ないため、マイナンバーをこの申告書上に記載しないときは、申告者がその旨を確認して署名又は押印してください。 給与支払者欄は、給与支払者が既に提出済みのマイナンバーを確認していることを示すための押印欄です。ここは給与支払者側が押印することでその旨の意思表示をします。

[記載の仕方] マイナンバーを記載しない場合+余白記載ありの場合 氏名、住所(年末時の)を 直近の給与明細書等を参考に、 記入し、押印してください 配偶者の本年中の収入金額を見積もって この欄は、年末調整において配偶者控 「収入金額等」欄に記入します※1 除又は配偶者特別控除を受けようとす る場合に記入してください **この欄は、給与所得者のほとんどが** 令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 公的年金は(2)に含めます※2 提出の対象となります 所轄税務署長 給 あなたのその年分の合計所得金額の見 (本年中の合計所得金額の見積額が 称 (氏 積額が1.000万円(給与所得だけの場 青空 -郎 与 の 支 払 者 の 人 番 号 2.500万円以下の方が対象) 基・配・戸 合は、給与の収入金額が1.195万円 あなたの住所 又 は 居 所 (所得金額調整控除ありの場合は 与の支払者の 東京都大田区〇〇一丁目5番17号 税務署長 所 1.210万円))を超える場合又は 記載に当たってのご注意~ ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆ 配偶者の合計所得の見積額が133万円 ◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。 ○「控除額の計算」の表の「区分 I 内閣については、「基礎控除申告書」の「区分 I 内閣を参照し、 (給与所得だけの場合は、給与の収入) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額 の見積額が188万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載し ○ 「基礎控除申告書」の「区分 I 」階が(A)~(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の PD~@に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除。 金額が2.015.999円)を超える場合は、 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用 2 上記 1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基 磁投除申告書」のみ記載してください(「配偶者投除等申告書」を記載する必要はありません。)。 配偶者の生年月日 直近の給与明細書等を参考に、 を受けることができません 済みのため 載はしません 明·大 留平 47 年 5 月 7 日 和偶去の氏名 あなたの本年中の収入金額を見積 「所得金舗開社招除中告書」については、年末開想において所得金舗開社招除の適用を受けようとする。 所に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる結合の収入金舗、280万円以下である場合以は、 「所得金舗開送影响告書」の「乗手」機の当度しいずれこも終しな、場合には、所令金舗開送招除 あなたと配偶者 g 上所又は居所が 非居 住者 異なる場合の配偶者の住所又は居所 である配偶者 もって「収入金額等」欄に記入し アオゾラ ミドリ 生計を一にする事業 ます。 青空 緑 ▶ 給与所得者の基礎控除甲告書 ◆ | 所得金額の計算は 控除の対象となる配偶者について記載 ○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 下表を参照してください※1 所 得 金 額 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭26.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》 します 所 得 金 額 配偶者が非居住者である場合 1,170,000 9,000,000 7,000,000 620,000 給与所得 給与所得 ・「非居住者である配偶者」欄⇒○ 48万円以下かつ年齢70歳未満 (Q) ※親族関係書類の添付要 ✔ 48万円起95万円以下 (a) 「公的年金等」はここに含めて △左前得 U 外 給与所得以外 (提出済は除く) 計算してください※2 所得の合計額 の所得の合計額 (D) 95万円超133万円以下 ・「生計を一にする事実」欄⇒送金額 計算は下表をご参照ください 3 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ※送金関係書類の添付要 7,000,000 620,000 区分Ⅱ ((1)と(2)の合計額) ((1)と(2)の合計額 (上の①~④を記載) また、源泉分離課税により納税 「所得金蝉」は、国税庁公表の「記載についてのご主意」等を参照の上、記載してくださ ※「所得金額1は、国際庁公夫の「記載についてのご注意」等を参照の上、記載し、 ○枠除額の計算 〇枠除額の計算 が完結するものや、確定申告し ▶ 900万円以下 区分Ⅰ 区分Ⅱ 配偶者控除の額 ないことを選択した所得は、こ 「区分丨」と「区分Ⅱ」をもとに ③(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見続額((1)と(2)の合計額)」(*印の金額)) こには含みません※3 2 配偶者控除等の 657円差 [657円差 [657円差][67円差][57円差 [507円差][27円差] [607円以下 [657円以下][67円以下][57円以下 [657円以下][507円以下] 「配偶者控除の額」又は (左のA~(を記載) 適用を受けない場合 「配偶者特別控除の額」を求めます 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円 配偶者特別控除の額 X 基礎控除の額 区分 | 欄は記載不要 32万円 26万円 26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 380,000 480,000 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 摘要 年末調整の対象となる給与の収 入金額が850万円超、かつ、 障害者手帳等の種類と交付年月日、 所得金額調整控除申告書 ◆ ② 4 末期限において所得金額期間が到の適所を受けまいする場合は、「専件」階の設当する項目にチェッ地で付け、その項目に応いて合計機関係等。確及び★特殊警告が隣にその設当する者について記載して伏さい。なお、、毎件、確心がよりの責任に終当する場合は、いずなかしつの責任について、チェッルで付け起転さずるとである。表えみがまりみ。なお、、毎年、確心がよりの情には当まる場合は、いずなかしつの責任について、チェッルで付け起転さずるとである。表えからまりみ。 ② 4 末期限に対して新用金額期間に対していまった。 ② 4 末期限に対して新用金額期間に対していまった。 本人もしくは扶養親族等が特別 障害の程度等を記入します 《国税庁公表の「記載についてのご注意」等を 障害者、又は扶養親族が23歳未 ★ 特別障害者に該当する事実³⁶ 「扶養控除等申告書」に記載した特別 満の場合に、この欄を記入しま 左記の者の個人番号 左記の者の生年月日 あたた自身が特別障害者 (右の食棚のみを記載) 既に個人書号を提供済みのため この籍に個人書号の記載はません あなたとを記の者の住所又は陽所が 左記の者の 異なる場合の左記の者の住所又は陽所が 左記の者の 左記 の 者 の 異なる場合の左記の者の住所又は陽所 かなたとの級係 会社所得金額、見積 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 障害者と同一の場合は、「扶養控除等 同一生計配偶者(由)が特別障害者 申告書のとおり」と記載します 扶養親族が特別障害者 アオゾラ アカネ 7 0 ☑ ‡ 複数該当する場合は、いずれか一つに ✔ を付します (注)[同一生。 すでに別の方法でマイナンバーを提出して ※ すでに提出済みであるマイナンバーと相違ないため、マイナンバーをこの申告書上に記載しないときは、申告者がその旨を確認して署名又は押印して 給与支払者構は、給与支払者が既に提出済みのマイナンバーを確認していることを示すための押印職です。ここは給与支払者情が押印することでその旨の おり、提出分に相違なければ、押印します (一定の場合には、不要) ※1 給与所得の金額 ※2 公的年金等の金額 ※3 給与所得以外の所得 俸給、給料、賞与や賃金(パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含み 公的年金等は雑所得として、「給与所得以外の所得の合計額」に含めて計算します。 給与所得以外の所得には、次のものがあります ます。) は給与所得となります。 公的年金等に係る所得は「収入金額から公的年金等控除額を控除した残額」で、公的年金等控除額は次のとおりです。 ① 事業所得 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額で、次の表に ② 雑所得 より求めた金額となります。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の所 ① 65歳以上の人の公的年全等拡降額 ③ 配当所得 得金額になります。 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 不動産所得 給与の収入金額(A 公的年金等の収入金額(A) (5) 退職所得 1.000万円起 1,000万円以下 2,000万円超 1円以上 550 999 円以下 0 F 2,000万円以下 ⑥ ①から⑤以外の所得 330万円以下 110万円 100万円 90万円 譲渡所得・山林所得・一時所得・利子所得等 551,000 円以上 1,618,999 円以7 330万円超 410万円以下 (A)×25%+ 27万5,000円 (A) ×25% + 1775 000F (A) ×25%+ 7万5,000円 1 069 000 1 619 000 円以上 1 619 999 円以 410万円超 (A) ×15%+ 68万5,000円 (A)×15%+ 58万5,000円 (A)×15%+ 48万5,000円 1.620,000 円以上 1.621,999 円以7 1.070.000 770万円紹 (A) × 5 %+145万5,000円 (A) × 5%+135万5,000円 (A) × 5%+125万5,000円 1,000万円超 195万5,000円 185万5,000円 175万5,000円 1.072.000 1 622 000 円以上 1 623 999 円以7 ② 65歳未満の人の公的年金等控除額 1 624 000 円以上 1 627 999 円以7 1 074 000 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 2.4 + 100.000 PA 千円未満の映数切除 1 628 000 円以上 1 799 999 円以7 公的年金等の収入金額(A) 1,000万円起 1,000万円以下 2,000万円超 2,000万円以下 (千円未満の奴隷切割 2.8 - 80 000 FI 1,800,000 円以上 3,599,999 円以 130万円以下 60万円 50万円 40万円 千円未満の消費切削 3,600,000 円以上 6,599,999 円以口 130万円紹 410万円以下 (A)×25%+ 27万5,000円 (A) ×25% + 17万5,000円 (A) ×25%+ 7万5,000円

(A) ×15% + 68万5,000円

(A) × 5 %+145万5,000円

195万5 000円

410万円紹

770万円超

1,000万円超

6 600 000 円以上 8 499 999 円以了

8.500,000 円以上

770万円以下

1.000万円以下

(A) ×15% + 58万5,000円

(A) × 5 %+135万5,000円

185万5 000円

参考:国税庁《記載例》令和2年分給与所得者の 基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申 告書兼所得金額調整控除申告書

(A)×15%+ 48万5,000円

(A) × 5%+125万5,000円

175万5,000円